

美幌町空家等対策協議会について

1 協議会の設置根拠及び役割

(1) 設置根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第7条に基づき「美幌町空家等対策協議会」を設置します。

(2) 役割

- ① 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行います。
- ② 上記のほか、空家等対策計画の実施に関する協議を行います。

《空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋》

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

《美幌町附属機関に関する条例抜粋》

美幌町空家等対策協議会(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条)	・空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること ・その他空家等対策に関し必要なこと	10人以内	・地域住民 ・学識経験者 ・その他町長が必要と認める者	2年	会長 副会長 委員 ※会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。	総務部
---	---	-------	-----------------------------------	----	---	-----

2 協議事項

(1) 美幌町空家等対策計画の作成及び変更に関する協議

美幌町空家等対策計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、専門的及び客観的な視点による協議を行います。

(2) 計画の実施に関する協議

計画が策定された以降、この計画に基づく具体的な施策の取組状況に関すること、老朽化し危険な状態となった空家への対応方法等についての協議を行います。